

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期弥彦村まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

新潟県西蒲原郡弥彦村

3 地域再生計画の区域

新潟県西蒲原郡弥彦村の全域

4 地域再生計画の目標

本村の人口は、2010年の国勢調査によると8,582人をピークに減少局面に突入している。

国立社会保障・人口問題研究所によると、年齢3区分別の人口動態は、年少人口（0～14歳）は1985年の1,830人をピークに減少し、2025年には745人となる一方、老年人口（65歳以上）は1980年の883人から2025年には2,517人と増加の一途をたどっている。また生産年齢人口（15～64歳）も2000年の5,545人をピークに減少傾向にあり、2025年には4,034人となっていることから、人口の年齢構成バランスも高齢層にシフトしており、今後この傾向は加速度的に進むことが予想される。2025年3月に策定した弥彦村人口ビジョンの将来推計によれば、2050年には人口は5,026人まで減少し、住民が全くいなくなってしまう集落さえ出てくることが予測されている。

自然動態については、2009年度に死亡数（80人）が出生数（64人）を上回って以降、この状態が続いており、2024年度には死亡数114人、出生数33人となっており、ここ数年80人前後の自然減となっている。社会動態については、2010年度に転出者（198人）が転入者（196人）を上回り、2人の社会減となっており、この状況が続いているが、2018年度及び2024年度では民間の宅地造成の影響のため転入者（2018年度190人、2024年度192人）が急増し、転出者（2018年度170人、2024年度158人）に肉薄しているものの転出超過傾向にある。

このように、今後、本村の人口において一定程度の減少が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退等、住民生活への様々な影響が懸念される。

これらの課題に対応するため、村民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り、自然増につなげる。また、村民が安全で安心して、一人ひとりが生きがいを持って暮らせるまちづくりを進めることで、村民の満足度や利便性を高め、社会減に歯止めをかける。

なお、これらに取り組むに当たっては、弥彦村まち・ひと・しごと創生総合戦略としても位置付けられている第7次弥彦村総合計画の基本的な枠組みを維持しつつ、本計画期間における以下の基本目標を掲げ、目標の達成を図る。

- ・基本目標1 子育て・教育 ― 日本一“子”を産み育てやすい村づくり ―
- ・基本目標2 保健・医療・福祉 ― 誰もが安心して幸せを感じる村づくり ―
- ・基本目標3 産業・交流 ― 活力とにぎわいのある稼げる村づくり ―
- ・基本目標4 安全・生活環境 ― みんなが安全で快適に暮らせる村づくり ―
- ・基本目標5 行財行政運営 ― 公平・公正で変化に対応する村づくり ―

【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2030年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	子育て支援サービスの充実 ※	3.99	4.11	基本目標1
ア	合計特殊出生率	1.34	1.50	基本目標1
ア	仕事と子育ての両立支援	3.72	3.90	基本目標1
ア	幼児教育の充実	4.18	4.20	基本目標1
ア	小・中学校教育の充実	4.23	4.30	基本目標1
ア	学校や教育施設の充実	4.14	4.20	基本目標1
ア	生涯学習機会の充実	—	4.00	基本目標1
ア	芸術・文化活動の振興	3.82	4.00	基本目標1

ア	地域のスポーツ実施体制の整備・充実※	—	4.00	基本目標 1
イ	特定検診受診率	56.9%	60.0%	基本目標 2
イ	地域医療体制の充実※	3.52	3.80	基本目標 2
イ	救急医療体制の充実※	3.75	4.00	基本目標 2
イ	高齢者福祉の充実※	4.11	4.20	基本目標 2
ウ	法人及び50代以下の担い手数（新規就農者含む）	38人	45人	基本目標 3
ウ	農業産出額	1,540百万円	1,600百万円	基本目標 3
ウ	もぎ枝豆販売金額	4,396万円	1億円	基本目標 3
ウ	年間観光入込客数	250万人	280万人	基本目標 3
ウ	弥彦村内の宿泊者数	61,943人	63,000人	基本目標 3
ウ	村内での新規事業所開設数	—	15件	基本目標 3
ウ	人口転入率（転入者数/総人口）	0.03	0.1	基本目標 3
エ	インフラ施設の事故件数	0件	0件	基本目標 4
エ	有収率	76.8%	80%	基本目標 4
エ	防災訓練の参加率	10%	15%	基本目標 4
エ	避難行動要支援者個別支援計画作成率	57.6%	100%	基本目標 4
エ	防犯カメラ設置数	73台	74台	基本目標 4
エ	村内交通事故発生件数	10件	7件	基本目標 4
エ	運転免許自主返納者数	43人	45人	基本目標 4
エ	村民 1 人あたりのごみ排出量	603g/日	537g/日	基本目標 4
オ	基金残高総額 （財政調整基金、特定目的基金等）	1,276百万円	1,700百万円	基本目標 5

オ	ふるさと納税収入	630百万円	1,000百万円	基本目標 5
---	----------	--------	----------	--------

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業【A2007】

① 事業の名称

弥彦村まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 子育て・教育 日本一“子”を産み育てやすい村づくり事業

イ 保健・医療・福祉 誰もが安心して幸せを感じる村づくり事業

ウ 産業・交流 活力とにぎわいのある稼げる村づくり事業

エ 安全・生活環境 みんなが安全で快適に暮らせる村づくり事業

オ 行財行政運営 公平・公正で変化に対応する村づくり事業

② 事業の内容

ア 子育て・教育 日本一“子”を産み育てやすい村づくり事業

この村で子育てをしたいと思われる村づくりを目指し、少子高齢化に伴う人口減少、家庭・地域社会の変化など、子育て・教育を取り巻く環境が大きく変わる中でも、経済状況や家庭環境に左右されることなく、安心して子育てができ、こども達が教育を受けることができる村づくりを進める。

【具体的な事業】

- ・子育て支援事業
- ・妊産婦医療費助成事業
- ・国際交流事業
- ・保育、教育環境の整備
- ・生涯学習事業
- ・文化・芸術・スポーツ振興事業 等

イ 保健・医療・福祉 誰もが安心して幸せを感じる村づくり事業

誰もが住み慣れた地域で安心して、自分らしく暮らし続けることができる地域社会の実現を目指し、保健・医療・福祉・介護・生活支援の切れ目ない連携体制を構築していく。

【具体的な事業】

- ・健康推進事業
- ・高齢者福祉事業
- ・障がい者・障がい児福祉事業

ウ 産業・交流 活力とにぎわいのある稼げる村づくり事業

地域資源を活かし、持続可能な産業と交流の活性化を目指す。基幹産業である農業の高付加価値化と担い手の確保、観光資源を活かした滞在・体験型観光の推進、地域経済を支える商工業の振興、そして移住・定住の促進や関係人口・交流人口の拡大を図り、地域に活力と雇用を生み出す循環型の地域経済を構築していく。

【具体的な事業】

- ・農業振興事業
- ・観光振興事業
- ・弥彦村都市計画マスタープラン等策定事業
- ・村営競輪事業
- ・移住促進事業 等

エ 安全・生活環境 みんなが安全で快適に暮らせる村づくり事業

村民が安心して暮らせる地域づくりを目指し、道路や施設などインフラの計画的整備・維持をはじめ、防災・減災対策の充実、誰もが活用しやすい公共交通の確保・改善に取り組むことで、日常生活の安全性と利便性を高め、みんなが安全で安心して快適に暮らせる地域を目指す。

【具体的な事業】

- ・道路メンテナンス事業
- ・下水道事業
- ・防災事業
- ・防犯・交通安全対策事業
- ・地域交通事業

- ・環境対策事業 等

オ 行財行政運営 公平・公正で変化に対応する村づくり事業

将来にわたり持続可能な村づくりを実現するため、限られた財源や人材を有効に活用し、効率的かつ効果的な行財政運営を推進する。

公平・公正で村民の視点に立った行政サービスの提供に努めるとともに、財政の健全性を確保しつつ、優先度に応じた施策の選択と集中を図ることで、デジタル技術の活用や地域内外との連携、多様な主体との協働を通じて、変化に対応する行政を目指します。

【具体的な事業】

- ・業務改革推進事業
- ・広域連携事業 等

※なお、詳細は第7期弥彦村総合計画のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄付の金額の目安

1,400,000 千円（2026年度～2030年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度6月頃、庁内で効果検証を行った後、弥彦村総合計画審議会において意見聴取・集約等を含む検証を実施する。

【外部組織の参画者】

- ・弥彦村総合計画審議会委員
- 学識経験者（大学教授）、弥彦村教育委員会、住民代表（区長会）、産業界（弥彦村商工会・弥彦村おかみ会）、行政機関（県地域振興局）、福祉法人、農業法人 等

【検証結果の公表の方法】

本村ウェブサイトに掲載し公表する。

⑤ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2031年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2031 年 3 月 31 日まで